

東京大学多様性包摶共創センター

学術専門職員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 募集

募集職名	多様性包摶共創センター 学術専門職員 (特定短時間勤務有期雇用教職員)
募集人数	1名
契約期間	2024年12月1日以降～2025年3月31日 (採用開始日は上記以降可能な限り早い時期)
更新の有無	更新する場合があり得る。更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断し年度ごとに行う。ただし下記研究プロジェクトでの採用のため、更新回数は5回、最終雇用期間満了予定日は2030年3月31日とし、以降更新はしない。
職務内容	日本医療研究開発機構・脳神経科学統合プログラム（個別重点研究課題）「ヒト予測機能の神経基盤の解明と応用に関する研究開発」は、ヒトの予測機能の神経基盤を調べる研究です。このために、脳波（事象関連電位など）などの生理機能検査や心理検査を行います。この研究補助として、脳画像検査（主に脳波）計測補助、データ入力・管理・解析補助、東京大学医学部附属病院における研究参加者のリクルート業務、心理検査を含む各種情報の取得、研究ミーティングへの参加等の業務を行っていただきます。なお、勤務時間外に精神神経科や多様性包摶共創センターの職員を対象とした研修、勉強会、研究会（オンライン含む）等へ相談の上、参加することも可能です。 変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
就業場所	多様性包摶共創センターおよび 医学部附属病院 精神神経科（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則として多様性包摶共創センターおよび附属病院内 ※敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
応募資格	(1) 当該業務に意欲を持って仕事をできる方 (2) チームの一員として仕事のできる協調性のある方 (3) Word、Excelなどの基本的PC操作ができる方 (4) 脳波計測の生理検査経験を有する方が望ましい (5) 学士以上の学位を取得されている方（学業との両立を配慮し学生さんのご応募も歓迎します。能力、経験によって高卒の方も検討） (6) 臨床検査技師、臨床心理士・公認心理師、看護師等、医療資格を有する方が望ましい
就業日・就業時間	木曜日を含む週1～3日程度、8時30分～18時00分の間で4～7時間程度

	<p>1日の勤務時間が5時間以上の場合休憩1時間(12:00~13:00)。 実働最大7時間45分まで(応相談) 時間外労働を命じることがある。 ※育児・介護等で勤務時間の限られる方も歓迎します。</p>
休日	土・日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)。ただし、土・日、振替出勤の可能性あり(応相談)
応募書類	<p>(1)履歴書(写真付、本学の様式をダウンロードして作成のこと。連絡にはメールを使用いたしますのでメールアドレスを記載してください。) <様式ダウンロード> http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html</p> <p>(2)志望理由および実務経験を詳記したもの(フォーマットの定めなし)</p> <p>(3)医療資格を有する方は免許証の写し</p>
応募締切日	2024年11月29日必着 ただし採用者が決定次第、募集終了
選考方法	<p>(1)一次選考 書類選考 (2)二次選考 面接</p> <p>※二次選考試験の日程は一次選考合格者に個別にお知らせ致します。</p> <p>※面接に必要な旅費・滞在費等は応募者の負担となります。</p>
待遇	<p>身 分:国立大学法人東京大学多様性包摶共創センター特定短時間勤務有期雇用教職員 賃金等:時間給1,500円~2,200円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。</p> <p>諸手当:通勤手当(支給要件を満たした場合、原則55,000円まで)、超過勤務手当等</p> <p>休暇:年次有給休暇、特別休暇 等</p>
加入保険	法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
試用期間	採用された日から14日間
募集者名称	国立大学法人東京大学
照会・書類送付先	<p>〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学バリアフリー推進オフィス本郷支所 採用担当 宛 E-mail: spds-staff.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</p> <p>担当:切原・西原</p> <p>※提出書類は、密封の上「脳統合プログラム学術専門職員応募書類在中」と朱書してください。</p> <p>※いただいた応募書類は原則お返しません。 (個人情報に留意し、こちらで責任をもって破棄いたします。)</p>

	<p>※取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>※採用・不採用の理由についての問い合わせには応じることができません。</p>
その他	<p>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府 等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>